昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成20年3月15日発行第375号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

子安観音（旧上河内町）

2008. 3
No.375

栃木県行政書士会

Index

contents

目次・今月の版画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
さらなる連携を！外国人相談機関連絡会議　・・・・・・・・・・・・・・・・3
久しぶりに･･･ 渉外戸籍研修　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
人権講演会ｉｎ小山　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
好評でした!!“行政書士の日”記念企画　市民公開講座
　もめごとは、何故起きる？　～多文化共生社会を考える～　・・・・・4
書士会日誌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～８
産業廃棄物処理業および一般廃棄物処理業許可申請は早めのご予約を！・９
境界確認業務の変更について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
平成２０年度経営事項審査予定表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
経営事項審査の改正及び再審査の申立等について　・・・・・・・・・・１１
出張封印制度の活用によるＯＳＳの利用促進について　・・・・・・・１３
支局情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
おじゃましま～す！　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
受信ｂｏｘ・こんな文書が届いてます　・・・・・・・・・・・・・・・・１５
支局かわら版（佐野支部）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
木もれび　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
はじめてのシリーズ　入管業務編その５　・・・・・・・・・・・１７～１８
会員の動き・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

今月の版画

子安観音（旧 上河内町　現 宇都宮市）
木口木版画　15×10cm　1996

上河内町の南部、免の内の国道２９３号沿いに小高い杉林の山があり、道路から３ｍくらい高い場所に青面金剛、子安観音、馬頭観音、如意輪観音が一緒に安置されている。青面金剛、子安観音、馬頭観音は南向きで、如意輪観音は東向きだが、四体ともそれぞれ味わい深い風格がある。

中でも子安観音は１７２３（享保８）年の制作となっているが、あまり風化しておらず慈悲深い美しさを保ち、ふくよかに座している。

子安観音は子育観音あるいは慈母観音ともいい、安産や育児を祈願する子安信仰から造仏され、女人信仰として後世に伝えられている。幼児を抱く二臂（ひ）像が基本だが、いろいろな形があり表情もさまざまのようである。

免の内のこの観音は、両手でしっかりと子供を受け止め、愛情を込めたまなざしで子育ての原理を導いているようであった。

「木口木版画　見目陽一の世界」より

さらなる連携を！
外国人相談機関連絡会議

２月７日、平成１９年度の「外国人関係相談機関連絡会議」が、真新しい県庁本庁舎大会議室でひらかれた。

参加団体は、自治体関係各課のほか、警察署、労働基準監督署、児童相談所、弁護士会、医療機関など、関係団体から７０人以上が参加し、外国人市民から相談を受ける立場から、講義・問題提起に耳を傾けた。当会からも、業務研修部・長竹基之理事と深見理事が参加した。

講演は、東京入国管理局宇都宮出張所の畦地伸一所長と同企画管理部門統括入国警備官の杉本俊彦氏によって行われた。畦地所長の講演は、「外国人の入国・在留手続きについて」であり、まさに我々行政書士の業務そのものの説明であった。この領域で、行政書士がさらに活躍する必要のあることを改めて感じさせた。

その後、各団体から問題提起が行われたが、最も印象に残ったのは、医療従事者からの発言だ。栃木県は平成１４年度から未払補填事業（公的医療保険に加入していない外国人の未払い医療費を補填する事業…栃木県は関東では実施が最も遅れた）を行っているが、予算額はわずか５００万円にすぎない上、救急入院以外には適用されないため、医療機関の負担を軽減するという本来の目的を達成するとは到底言い難い現状であることが、現場から切々と報告された。

今後も外国籍市民が増加することは確実なのであるから、現実的で有益な行政の施策、対応が望まれる。

外国籍市民にとって最大の悩みは医療・生活問題と共に在留資格の問題である。外国籍市民から相談を受けることの多い行政書士は、現在直面する問題を相談者とともに解決していく存在とならなければならないだろう。関係諸機関との連携を深め、山積する問題と対峙したいものだ。

（業務研修部　深見　史）

久しぶりに･･･　渉外戸籍研修

２月２１日、「渉外戸籍」に関する研修会が開催された。

宇都宮市役所市民生活部市民課戸籍グループの関本あゆみ主任と増淵倫巳主事のお二人に講師をお願いし、渉外戸籍の概要と渉外認知の実務について、それぞれから詳細な講義を行っていただいた。

渉外戸籍の実務を行う上で最もやっかいな問題は、各国の家族法を把握することだ。本研修では、資料として国別の必要添付書類一覧表が配布され、それぞれについて説明された。

韓国が戸籍制度を撤廃したことで、今後手続きや添付書類がどのように変わるのか興味深かったが、従来の戸籍に替わるものとして「基本証明書」「婚姻関係証明書」等の書類が提示された。これらは実務に直接役立つ資料として非常にありがたい。

渉外戸籍研修は久しく開かれていなかったため、参加会員の意欲が感じられる、熱気のある研修であった。

（業務研修部　深見　史）

人権講演会 in 小山

２月１３日（水）、栃木県県民生活部と小山市が主催する標記講演会に出席しました。講演は「ありのまま、そのまま生きる」と題し、女優真屋順子さんと夫の俳優・演出家高津純男さんとの対談という形です。

小山市文化センター小ホールは、開演１時間も前から席が埋まり、立見の人もぎっちり。汗が出るほどの熱気です。

真屋さんは平成１２年に脳出血で倒れ、３ヶ月の入院とその後のリハビリにより、１４年から講演などの活動に復帰し、ご主人と全国各都市５００ヶ所以上を廻っているそうです。今も、まだ左半身が思うようにならず車イスで、ご自身の経験からナマの気持ちを披露してくださいました。

（総務部　山本昭子）

好評でした!!“行政書士の日”記念企画　市民公開講座

もめごとは、何故起きる？　～多文化共生社会を考える～

去る２月２４日午後１時より、宇都宮市のとちぎ健康の森内の会議室において、広報部により、市民公開講座「もめごとは、何故おきる？」が開催されました。

講師に「桜井・法貴グローバル教育研究所」和光大学・埼玉大学非常勤講師の桜井高志先生をお迎えし、広く一般市民の方にも参加していただけるような公開講座となりました。

当日は会員、一般参加者３２名の参加でワークショップ形式（参加学習型）の講座で、数人のグループを作り、ゲームなどをしながら「もめごとは、何故おきる？」かを体得していただこうというものです。

まず、「こんにちは、よろしくお願いします」のあいさつから始まり、現代社会の中での外国人の生活について考えることからスタートしました。二人一組で９０秒間の間に「外国人が抱えている問題」について話し合い発表します。また、「外国人が困っていること」についても同様に話し合います。発表された内容の一部を挙げますと、前者は「労働」「結婚」「ビザの目的」「在日問題」など、後者は「習慣」「差別」「契約」「病気」「学校」「物価」「物価」「情報」「就職」など沢山の問題が挙げられました。桜井先生は、日本において外国人にとり４つの壁が存在すると言います。『制度』『文化』『ことば』そして『心』だそうです。そこで、外国人の立場を経験してみようということになりました。

先ほどの二人一組の人が、言葉の通じない世界を体験しました。先生が黒板に書かれた内容を言葉を使わないで相手に伝える、いわゆるジェスチャーというものでしょうか。

「犬」という設問には「猫」「うさぎ」「狼」など、鳴き声でも各国聞こえかたが異なるように、相手に伝えるというのはなかなか難しいものです。

休憩の後、今度は五人一組になり、異文化シュミレーションゲーム『バーンガ』が始まりました。各テーブルが、タイ・ラオス・イスラエル・パレスチナ・フィリピン・スペインということで挨拶の言葉のみ使えるという設定です。ルールが配られ読み終わった後にゲームが始まりました。１ゲーム終了するごとに勝者と敗者がテーブル間を移動します。

そのうちにおかしな現象が起き始めました。今まで勝者だった人が新しいテーブルでは勝ちではないというのです。実は、テーブルごとに配られたルールが全部違っていたのです。当然勝敗の決めかたが違っているわけです。このことは、大きく考えると「文化が異なると迷ってしまう」ということで、「郷に入っては郷に従え」ということもありますが、「常に相手の立場にたって考えることも必要である」ということを教えてくれました。

参加者のアンケートを見ますと、「ただ聞いている講演よりも、自分が参加して気が付いたことも多く、非常に有意義な講座であった。」というような声がほとんどであり、皆さんが、お帰りの際には何か心に残るものを持ち帰られたと思います。

今回の講座はワークショップ形式として初の試みであり、参加者の反応が気になるところでしたが、ご好評をいただいたので、今後の企画の参考としたいと思っているところです。

（広報部　小室明男）

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	№頁
7日	木	新人オリエンテーション	会長　毛塚副部長　秋田理事	―
		基礎研修会	岡井理事	①
		総務部会	会長　前澤部長　毛塚副部長　秋田理事 山本昭子理事	②
		正副会長部長副部長委員長副委員長会議	会長　青木副会長　福田副会長　堀越副会長 前澤部長　毛塚副部長　廣田副部長 松本副部長	―
		外国人相談機関連絡会議	深見理事　長竹理事	P. 3
12日	火	少額訴訟	松本副部長　根岸理事	―
		広報部イベント講師との打合せ	田代副部長　深見理事	―
13日	水	栃木県との共催による研修会	会長　青木副会長　前澤部長　毛塚副部長 鈴木康夫理事	③
		人権講演会	山本昭子理事	P. 3
		日行連新入会員研修モデル研修及びシステム説明会	秋田理事	―
14日	木	編集会議	会長　青木副会長　田代副部長　手塚理事 宮澤理事　小室理事	④
15日	金	宅建業電子申請システム利用促進説明会	田渕理事	⑤
16日	土	ＡＤＲ合同研修会　第１回	松岡理事　奥村理事　土方専門部員 田沼専門部員	⑥
19日	火	成年後見制度研修会	廣田副部長　松岡理事　小泉理事 金井専門部員	⑦
20日	水	苦情対応	青木副会長　前澤部長	―
		栃木県国際交流協会との打合せ	会長　小林理事　深見理事	⑧
21日	水	新入会員証登録証交付	会長	―
		国際業務研修　渉外戸籍について	小林理事　深見理事	P. 3
23日	土	北関東ＡＤＲ協議会	松岡理事　奥村理事　田沼専門部員 土方専門部員	⑨
		ＡＤＲ合同研修会　第２回	松岡理事　奥村理事　田沼専門部員 土方専門部員	⑩
24日	日	市民公開講座	田代副部長　横山理事　手塚理事　宮澤理事 小室理事	P. 4
26日	火	六団体共催による研修会	会長　江藤副部長　小林理事	⑪
		市民公開講座　事後作業	田代副部長	―
28日	木	総務部会	会長　青木副会長　堀越副会長　前澤部長 廣田副部長　秋田理事　鈴木康夫理事 山本昭子理事	⑫
		正副会長部長副部長委員長副委員長会議	会長　青木副会長　福田副会長　堀越副会長 前澤部長　毛塚副部長　松本副部長 山本昭子理事　石塚理事	―
29日	金	法定業務研修	江藤副部長　小林理事　長竹理事	⑬

①総務部会
７日　13:30～1:35

【内容】
1. 新規登録者について
2. 栃木県との共催による研修会について
3. 苦情処理について
4. 日行連による新入会員研修に関するアンケート及び会費滞納会員への処分アンケートについて
5. その他　今後の会務について

【決定事項・検討事項】
1. 名簿回覧、年度末にて届出者名簿を作成して次年度に引き継ぐ
2. 研修会次第の校正、会場設営・時間配分・講師接待の打合せ
   レジュメの校正、研修会担当表作成、動員再要請
4. アンケート回答は総務部で対応する。

②基礎研修会
１１日　13:30～17:00

【内容】
１．行政書士の取扱い業務について
　講師：横山　真会員
２．諸証明交付申請及び見方等の説明
　講師：岡井正樹会員
３．事務所経営と報酬額の考え方について
　講師：齋藤　裕会員

④編集会議
１４日　13:30～16:30

【内容】
1. 辞令の交付（青木副会長、横山理事）
2. 行政とちぎ２月号の校正
3. 行政書士の日のイベントについて
4. 平成２０年度予算について
5. その他

【決定事項・検討事項】
3. 当日のスケジュール・役割分担を決定
   講師料等条件の確認
4. 総額は前年と同水準とする。

③県との研修会
１３日　13:30～16:30

テーマ：不当要求行為への対策について
講　師：(財) 栃木県暴力追放県民センター
　　専務理事　上田雅晧氏
内　容：
1. (財) 栃木県暴力追放県民ｾﾝﾀｰについて
   (1) 暴追センターの設立等
   (2) 暴追センターの事業内容
2. 暴力団の現況等について
   (1) 暴力団（県内）
   (2) 暴力団の特徴的傾向
3. 暴力的不当要求行為の事例

テーマ：行政書士法の改正と
　　業務拡大について
講　師：東京都立大学名誉教授　兼子仁氏
内　容：
1. “まちの法律家”行政書士の業務拡大が期待されている
2. 行政書士法第１条の３第１号改正は何を意味しているか？

⑤宅建業電子申請システム利用促進説明会
１５日　13:00～16:00

1. 主　催　国土交通省
2. 開　催　（財）不動産適正取引推進機構
3. 場　所　星陵会館ホール（千代田区永田町）
4. 内　容
   (1) 宅建業電子申請システムの利用者登録から送信までの流れ
   (2) 免許更新申請手続について
   (3) 業者名簿登載事項（免許申請事項）変更届手続について
   (4) ５０条２項（業務を行う場所）の届出手続について

⑥ＡＤＲ合同研修会第１回
１６日　13:30～17:00

1. 主　催　業務開発部
2. 場　所　白鷗大学法学部東キャンパス
3. 講　師　弁護士　坂本廣身氏
4. テーマ　行政書士ＡＤＲの将来像
   ～稼げる行政書士となるために～

⑦成年後見特別研修
１９日　13:30～15:30

1. 主　催
   業務開発部
2. 講　師
   神奈川成年後見サポートセンター業務研修委員長
   条　智仁氏
3. 内　容
   (1) 成年後見制度における行政書士の実務と問題点
   (2) 神奈川県内の行政書士の成年後見制度における活動状況

⑧栃木県国際交流協会との打合せ
２０日　13:30～15:00

【内容】
1. 栃木県国際交流協会での無料相談会実施について
2. 栃木県国際交流協会からの相談（依頼）受任者募集アンケートの配布について

【決定事項・検討事項】
1. 相談会（月に１度）の実施を決定
2. 全会員にアンケート配布

⑨北関東ＡＤＲ協議会
２３日　10:30～12:00

【内容】
1. 協議会会則について
2. 参入分野について
3. 認証について

【決定事項・検討事項】
1. 茨城会から原案をいただき、次回の協議会に配布。
2. ３月２８日に、指定単位会に対して日行連より説明会あり。本来の対象となる単位会は会則変更を終えた単位会だが、栃議会も参加できるか打診する予定。
3. 他会の動向を見て、慎重に対応する必要あり。

⑩ＡＤＲ合同研修会第２回
２３日　13:30～17:00

1. 主　催　業務開発部
2. 場　所　白鷗大学法学部東キャンパス
3. 講　師　弁護士　廣田尚久氏
4. テーマ　紛争解決学とＡＤＲ
   （裁判外紛争解決）

⑪六団体共催による研修会
２６日　14:00～17:00

【内容】
1. 栃木県県土整備部都市計画課　講義
(1) 講師
課長補佐　岡田孝一氏
(2) 内容
・改正都市計画法に係る栃木県の対応方針について
・開発整備促進区の同意検討

2. 栃木県県土整備部建築課　講義
(1) 講師
課長補佐　竹澤　茂氏
(2) 内容
・建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案
・最近の建築確認件数等の状況について
・改正建築基準法の円滑な施行に向けた栃木県の取組みについて
・新しい建築確認手続きの要点

3. 宇都宮市開発部都市計画課　講義
(1) 講師
課長補佐　飯塚由貴雄氏
主　　任　江原　　潔氏
(2) 内容
・都市計画法施行令第１９条第１項ただし書きの規模を定める条例について
・宇都宮市開発審査会提案基準
「大規模な流通業務施設」の改正について

⑫総務部会
２８日　13:30～15:00

【内容】
1. 理事会開催について
・臨時理事会と４月定例理事会とのかねあい
・開催通知に要する時間
・審議内容と１２月の積み残し議案をどうすべきか
・オブザーバー参加の必要性の有無
2. 総務部次年度予算について
3. 今後の会務について

【決定事項・検討事項】
1. ・３月１６日（日）午後１時
行政書士会館
・議案は単独とする。
・オブザーバーの参加は定例理事会のとおりとする。ただし、支局長は参加要請する必要はなし。
2. 総務部次年度予算概算要求案編成

⑬法定業務研修
２８日～２９日

【内容】
1. テーマ　「遺言・相続・遺産分割」
2. 内　容
(1) 第１日目
遺言相談への対応
遺言書の作成
相続の開始、相続人
未成年者である相続人、放棄等
指定相続分、法定相続分
法定相続分の割合、相続分の修正等
(2) 第２日目
相続の対象財産
遺産分割
遺留分、遺言執行
相続税の基礎知識
相続による名義変更等
効果測定

産業廃棄物処理業および一般廃棄物処理業許可申請は早めのご予約を！

～宇都宮市環境部廃棄物対策課より～

産業廃棄物処理業及び一般廃棄物処理業許可申請について

○申請書類を一部変更します（平成２０年４月１日～）

１．産業廃棄物処理業

・添付書類の「別紙」様式を変更します。
栃木県と同様の様式に変更します。変更後の様式は、宇都宮市ホームページに掲載します（３月下旬予定）のでご参照ください。

２．一般廃棄物処理業

・添付書類を追加します。
申請者の「住民票写し（本籍地記載のあるもの）」「登記事項証明書」が必要になります。
申請者が法人の場合は、全役員の「住民票写し（本籍地記載のあるもの）」「登記事項証明書」が必要になります。

※変更した「申請の手引き」等についても宇都宮市ホームページに掲載します（３月下旬予定）。

○早めのご予約を

申請は予約制となっておりますが、約１ヶ月先まで予約済の状況ですので、お早めにご予約ください。

更新許可申請は許可期限２ヶ月前より受け付けます。期限前ぎりぎりの予約は対応できかねますので、余裕を持ってご予約ください。

※お問い合わせは
宇都宮市　環境部　廃棄物対策課
ＴＥＬ　０２８－６３２－２９２８
ＦＡＸ　０２８－６３３－４３２３

境界確認業務の変更について

～宇都宮市建設部土木管理課より～

宇都宮市におきましては、市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、下記のとおり境界確認に関する申請書および業務内容の変更を行います。

１　申請書等の変更
別紙のとおり　（別紙は事務局にあります。また会員ホームページにも掲載されております。）

２　境界確認書再交付業務の廃止
境界確認書再交付業務については、平成２０年３月末日をもって廃止します。

３　境界協定図交付業務の開始
個人情報の保護と市民サービスの両立の観点から、宇都宮地方法務局と協議の上、別紙（例）のとおりに図面に証明を付したものを交付します。なお、交付を受けることができる者について、制限はありません。料金は１件につき３００円とします。

４　変更時期
平成２０年４月１日申請から

平成２０年度経営事項審査予定表

平成２０年３月３日現在

＊３/３現在の予定ですので、変更になる場合があります。
＊再審：再審査の日程を意味します。
＊同じ土木事務所で２日連続で再審査の日程となっている場合、２日目は予備日です。
　１日目の申し込み業者数によっては、２日目の再審査は行なわれないこともあります。
※詳しくは各土木事務所にお問い合わせ下さい。

月／日	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
１			日									
２					土							
３		祝日			日							
４		祝日										
５	土	祝日		土								
６	日	休日		日		土			土			
７			土			日			日		土	土
８			日					土	鹿沼 矢板 足利		日	日
９					土			日	宇都宮			
１０		土			日				宇都宮 真岡	土		
１１		日					土	栃木	栃木 日光	日	祝日	
１２	土			土			日	栃木 烏山	栃木 烏山	祝日		栃木 真岡
１３	日	宇都宮 再審		日		土	祝日	大田原	土			矢板 烏山 足利
１４	栃木 再審	宇都宮 再審	土	鹿沼 矢板		日		佐野	日		土	土
１５	宇都宮 再審	栃木 再審	日	栃木		祝日		土	大田原 佐野	宇都宮	日	日
１６		栃木	宇都宮 再審	烏山 佐野	土			日		宇都宮 足利		大田原 佐野
１７	足利	土	宇都宮 再審		日	真岡	大田原	日光 矢板		土	栃木	鹿沼 日光
１８	大田原	日	栃木 再審			栃木	土	宇都宮		日	日光 栃木	宇都宮
１９	土	栃木 再審	栃木 再審	土	宇都宮	鹿沼 足利 栃木予備	日	宇都宮		鹿沼 真岡 佐野	真岡 大田原	
２０	日	足利	大田原 再審	日	宇都宮	土	日光 佐野	真岡 足利	土	大田原 烏山	矢板 烏山	祝日
２１	栃木	宇都宮	土	祝日	日光 佐野	日	宇都宮	鹿沼	日	栃木 矢板	土	土
２２	鹿沼 佐野	佐野	日		栃木		宇都宮 真岡	土		日光 栃木	日	日
２３	宇都宮	大田原	鹿沼 大田原	宇都宮	土	祝日	鹿沼 烏山	日	祝日		鹿沼 佐野	
２４	日光 真岡	土	日光 佐野	真岡 大田原 足利	日	宇都宮	栃木	祝日		土	宇都宮	
２５	矢板 烏山	日	宇都宮	日光	栃木 矢板	大田原 佐野	土			日	宇都宮 足利	
２６	土	矢板 烏山	真岡 足利	土	大田原 足利	日光 矢板 烏山	日					
２７	日	真岡	栃木 烏山	日	鹿沼 真岡 烏山	土	矢板 足利		土			
２８		鹿沼	土			日			日		土	土
２９	祝日	日光	日					土				日
３０		大田原 再審	矢板		土			日				
３１		土			日					土		

経営事項審査の改正及び再審査の申立等について

～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部から届いた文書を、広報部で抜粋等し掲載いたします。
文章中の「別紙」については、事務局にあります。
また、栃木県のホームページにも掲載されています。
ＵＲＬ http://www.pref.tochigi.jp/work/kensetsugyou/keieishinsa/keisin.html

平成２０年４月１日の経営事項審査の改正に伴い、改正前の経営事項審査を対象期間内に受審した建設業者のうち、希望する業者については、改正後の制度による再審査を行なうこととなります。
なお、栃木県知事許可業者のうち再審査の対象となる建設業者に対しては、下記のとおり通知されています。
また、国土交通大臣許可業者については、国土交通省関東地方整備局が再審査を行なうことから、詳細については直接通知されることとなります。

経営事項審査の改正及び再審査の申立等について

建設業法の施行規則等の一部改正に伴い、平成２０年４月１日から、経営事項審査制度について別紙１のとおり改正されることになりましたので、通知します。
また、改正前の経営事項審査（旧経審）を対象期間内に受審した建設業者のうち、希望される方は、改正後の経営事項審査（新経審）の基準により再審査の申立をすることができますので下記により再審査を受審してください。
なお、平成２０年４月以降に新経審を申請する方は、下記５（３）を参考に、申請書の作成等を行ってください。

記

１　再審査の対象となる経営事項審査
平成２０年３月３１日までに経営事項審査を受審しており、かつ、審査基準日が平成１８年９月１日以降であるもの

２　再審査の日程及び会場
原則として、管轄土木事務所で受審してください。
各土木事務所における再審査の日程は別紙２のとおりです。

３　再審査の申込
再審査を受審する月の前月末日までに、管轄土木事務所総務課あて、電話により申込をしてください。

４　再審査の受審方法
次の必要書類を準備の上、受付時間内に会場にお越しください。
審査は、審査員による対面審査となります。
（１）必要書類
①提出書類　別紙３のとおり
②提示書類　別紙４のとおり
（２）申請書の記入方法及び注意事項　別紙５のとおり

５　その他の注意事項

（１）再審査の申立は任意であり、再審査を受審しないことで改正前の経営事項審査の結果が無効になるものではありません。

ただし、**栃木県の平成２１・２２年度入札参加資格審査申請においては、改正後の経営事項審査による結果通知を得ていることを必須とする予定**です。（**入札参加資格審査に伴う経営事項審査の審査基準日は、平成１９年８月１日から平成２０年７月３１日まで**となります。）

このため、**平成２０年３月までに経営事項審査の旧経審を受審し、かつ栃木県の入札参加資格審査申請を予定している場合で、審査基準日が平成１９年８月１日以降の方は、必ず再審査を受審**してください。

なお、平成２０年４月より、建設工事の入札参加資格に関する申請及び変更届については、合併等に伴う再認定の申請を除き、すべて電子申請となりますので、ご注意ください。

（２）平成２０年３月までに受審した経営事項審査については、旧経審による結果が通知されます。なお、平成２０年４月以降は、旧経審の結果通知書及び内容証明の発行はできません。

（３）平成２０年４月以降は、新経審により申請することとなりますので、書類は改正後の様式で作成してください。

今回送付した申請書一式のほか、工事経歴書及び計算書類の様式が改正となり、記入方法についても変更されます。

また、経営状況分析についても、新基準で分析した結果通知書が必要となります。

改正項目の記入方法及び追加となる提示書類については、別紙６のとおりです。（詳細は４月以降に発行予定の「経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手引」でご確認いただくか、監理課までお問い合わせください。）

改正後の様式及び記載要領は、栃木県公式ホームページからダウンロードできます。

ＵＲＬ https://www.info.ds.pref.tochigi.lg.jp/navigate/list.rbz?ik=1&nd=253

（４）平成２０年４月に受審した経営事項審査の結果は、平成２０年５月３０日付けで通知します。

（５）平成２０年３月に経営事項審査の受審を予定している方で、旧経審の結果が不要であり、平成２０年４月に経営事項審査を受審しても有効期限が切れない場合、４月以降に新経審を受審すれば再審査は不要となります。

【例】通常、１０／３１決算の場合、３月に経営事項審査を受審し、旧経審の結果が通知され、新経審の結果が必要な場合は再審査を受審することとなります。

この場合に、旧経審の結果が不要であれば、４月に新経審を受審することにより、再審査の受審が不要となります。

４月に受審した経営事項審査の結果は、上記（４）のとおり、平成２０年５月３０日付けで通知しますので、有効期限が切れることはありません。

出張封印制度の活用によるＯＳＳの利用促進について
～国土交通省より～

国土交通省自動車情報課より日行連経由本会宛に標題の案内がありました

印鑑証明書等を活用した自動車登録手続きのワンストップサービス（以下「ＯＳＳ」という。）申請の開始に伴い、ＯＳＳにより新車新規登録を行った申請代理人に対し、下記のとおり出張封印により封印取付けを実施させることにより、ＯＳＳの利用促進を図ることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

１．趣旨

ＯＳＳの利用者が施封のため運輸支局等へ自動車を持ち込む負担の軽減を図り、ＯＳＳの利用を促進するため、ＯＳＳにより申請を行った完成検査終了証による新規登録申請手続に伴い必要となる封印取付けに限り、車両の保管場所等に出向いて施封すること（出張封印）を認めるものである。

２．対象とする封印取付けの範囲

甲種受託者又は甲種受託者と下記３．に定める封印取付代行の契約を締結した者が依頼を受けた登録申請手続に基づき行われたＯＳＳを利用した完成検査終了証による新規登録であって、道路運送車両法第１１条第１項の規定により取り付けられる自動車登録番号標の封印取付け

３．出張封印を行う者

甲種受託者がＯＳＳ利用の促進を図る上で必要があると認めた場合で、自動車登録業務に十分精通した行政書士のうち、甲種受託者の名において出張封印に係る作業を代行（封印取付代行）させる１年以上の長期契約を締結した者

４．施封場所

自動車の保管場所の確保等に関する法律第４条第１項の書面に記載された当該車両の保管場所とする。ただし、出張封印を受ける申請者が、保管場所以外の駐車場において施封を希望する場合は、当該駐車場で施封することができる。

５．業務の適正確保

(1) 甲種受託者は、封印取付代行者に封印を渡す際に、

① 封印取付代行者に施封自動車の所有者名、施封場所、施封日時、施封者名等を記録させたもの（以下「出張封印取付依頼報告書」という）を提出させる。

② 封印取付けにあっては、自動車検査証の写しを提出させてＯＳＳを利用した申請であることを確認する。

ことと し、出張封印取付依頼報告書及び自動車検査証の写しは自らも保管しなければならない。

(2) 運輸支局長等は、封印取付け業務が適正に行われるよう、甲種受託者に対し、適正な封印取付代行の契約を結ぶべき旨の指導を行うとともに、上記２から５(1) の事項が適切に行われているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

６．すでに、封印取付代行契約を締結している行政書士の取扱い

本通達の施行の際に、現に平成１８年１０月４日付け国自管第８８号「甲種受託者による出張封印について」により封印取付代行契約を締結している行政書士は、本通達の封印取付けに係る契約も締結されたものとみなすことができる。

７．実施時期

平成２０年２月１５日より実施する。

※注　栃木県においてはまだＯＳＳは実施されておりません。開始され次第お知らせいたします。(広報部)

支 局 情 報

【那　須】

無料相談会開催

那須支部では、下記のとおり平成１９年度第５回、第６回の無料相談会を実施致しました。

１．平成２０年２月１７日西那須野公民館
遺言相続１２件、土地利用１件、交通事故１件、戸籍関係１件

２．平成２０年２月２４日大田原東武
遺言相続６件、離婚３件、金銭貸借２件、土地利用１件、社会保険１件、相隣問題１件

多くの方に相談に訪れていただくため、事前に那須塩原、大田原両市の広報誌と大田原の地域情報誌に相談会開催についての記事を掲載致しました。

無料相談会での相談者数は徐々に増えており、大田原東武での相談会は、強風の中、１４件の相談がありました。この無料相談会は、行政書士制度のＰＲ活動、地域における社会貢献活動の一環として行っているものですが、無料相談会の開催はもちろんのこと、そのための広報誌等への記事掲載も、行政書士を知っていただくための良いＰＲになっているようです。

（支局長　冨田倫子）

【足　利】

支部役員会開催される

足利支部役員会が、日差しの暖かさが少しだけ春の訪れを期待させてくれた２月２２日（金）午後６時から足利市民プラザで開催されました（出席役員９名）。例年、税理士を兼業されている役員の忙しさを勘案して、確定申告終了後の３月中旬過ぎに開催されている年明け最初の役員会を前倒しした理由について、殿岡支部長から「今まで足利市の秘書政策課で行っていた外国人相談業務のうち在留資格相談関係について、来年度から行政書士会足利支部に相談員をお願いしたい旨（４月から毎月第２水曜日に開催する予定とのこと）の依頼があったことへの対応について、今年度中に基本的な運営方法などを相談する必要が生じたため」との説明がありました。

約１時間半の話し合いの中で、①毎月の相談は現在外国人関連業務を行っている星野会員、福澤会員、金井会員の３名中１名と、外国人業務を行っていない会員１名を組ませた２名体制で対応していく（外国人関連業務に精通している会員から相談業務を通じて、いろいろと教えていただけるということ）②市民相談室（足利市主催）の相談員（奇数月の第１水曜日に開催中）と合わせて希望者を募集する③４月５日（土）午後４時から約２時間の予定で基礎講座（講師は星野会員）を計画する（それ以降も随時開催していく）④相談員の組み合せなどについては殿岡支部長に一任する――ことなどが決定しました。相談業務が行政書士の職域や知名度の拡大につながればと思います。

殿岡支部長や星野会員からは、このような相談会が最近開業した若い行政書士が「飯を食っていける」きっかけになってほしい、その為には協力を惜しまない、という熱い気持ちが感じられました。でも熱い会議とは裏腹に、市民プラザからの自転車での帰り道、まだまだ冬真っ只中の冷たい空気は私の柔肌（やわはだ）に、世間の冷たさを思い出させるかのように、遠慮なく突き刺さるのでした。おしまい。

（支局長　杵渕　徹）

おじゃましま～す！

今回は小山支部の作道みゆき会員の事務所におじゃましました。事務所は国道５０号線と県道２６５号線（旧国道４号）の交差点より南へ４００ｍほどの県道沿いにあります。お父様で社労士も兼務されている作道義明会員との共同事務所です。

１．氏　名
作道　みゆき（さくどう　みゆき）

２．事務所
小山市神鳥谷３－９－２４

３．入　会
平成１９年９月

４．入会の動機
お父様の補助者を経て、試験に合格したため

５．得意業務
建設業・産廃・派遣事業等の営業許可、届出

６．苦労していること
育児(家事)との両立

７．行政書士になってよかったこと
業務範囲が広いので、業務を通して色々な知識を学ぶことができること

８．モットー
迅速かつ丁寧で正確な仕事

９．ご家族
ご両親、社労士のご主人と３歳になるお嬢さん

10．趣味
友人とお酒を飲みに行くこと

11．最後に
初めての業務で分からない時に、先輩の先生方が親切な対応をして下さることに感謝しています。仕事と育児の両立に悩む毎日ですが、上手にバランスをとりながら、自分のペースで仕事をしていきたいです。

今回初めての取材でドキドキしながらの訪問でしたが、作道会員の優しい笑顔と柔らかい物腰でとても和やかな雰囲気での訪問となりました。これからも素敵な笑顔を宝物に、ますますのご活躍を！！

（支局長　坂入真紀）

受信box

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について	08/2/15	栃木県県土整備部
■建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等及び「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について	08/2/15	栃木県県土整備部
■経営事項審査の改正等について及び経営事項審査の事務取扱いについて	08/2/15	栃木県県土整備部
■出張封印制度の活用によるＯＳＳの利用促進について	08/2/22	日行連
■経営事項審査の改正及び再審査の申立等について	08/3/3	栃木県県土整備部
■産業廃棄物処理業及び一般廃棄物処理業許可申請について	08/3/4	宇都宮市環境部
■境界確認業務の変更について	08/3/10	宇都宮市環境部

佐野新都市バスターミナル

隣接する佐野プレミアム・アウトレットの駐車場西側に昨年１月より本格稼働しました。

東京方面や宇都宮方面には両毛線・東北線もしくは東武線利用または、車での移動でしたが、新たに直通バスが加わり、大変重宝しています。

●のりば

１番　佐野駅方面、佐野新都市循環
２番　東京駅・新宿駅行き
　　鹿沼バスターミナル・宇都宮行き
３番　成田空港行き、
　　羽田空港行き、
４番　名古屋・京都・大阪方面行き高速バス
５番　羽田空港行き予約制ツアーバス

最近の土日はほぼ満車

●駐車場
１時間無料
１日３００円

乗車券発売窓口兼待合室

成田空港行

ＪＲ桐生駅南口発	５：４０
東武足利市駅発	６：１０
佐野新都市バスターミナル発	６：４０
成田空港(第２ターミナル)着	８：４５
成田空港(第１ターミナル)着	８：５０

上記は時刻表の一例ですが、直通で成田空港まで約２時間で行けます。重い荷物を持ちながら、電車を乗り継いで行くよりは遙かに楽です。

利用客も増え、時間帯によっては、満員で当日券では乗れないこともあるようです。

（支局長　白澤　茂）

KOMOREBI

木もれび

「残留農薬」「毒物混入食品」「食料自給率」等の言葉を、各メディアから目や耳にするようになりました。食事は毎日のことで、健康への影響が大きいにも関わらず、以前は「スーパー等で購入した食品は安全で、安心して食べられる」と当然のように思っていました。ところが、今回次々と発見される毒物混入食品の報道によって一変し、「食」について考えさせられています。

今まで何気なく見ているだけでしたが、改めて意識してみると、「無農薬野菜と有機野菜と自然食品」「賞味期限と消費期限」等、食品に関する表現には紛らわしいものが多く、表示に関しても、一見詳しく記載されているようで、加工食品は一つ一つの材料の原産国は表示していない等、分かりづらいものが多いのです。食品表示を確認して購入されている方の中には、このような表示に戸惑われている方も多いのではないでしょうか。

今回の件で、なるべく国産のものを購入するという方も増えているようですが、加工食品の原材料等、その違いを見分けることが難しい場合も多いという現状があります。価格についても、外国産とは開きがあり、さらに現在は様々な要因から物価の上昇が起こり、経済的な負担になっております。日本の現在の食料自給率では、輸入に頼らざるを得ず、国政や国際問題等、複雑に絡み合っているため簡単に解決できる問題ではなさそうです。

最近は、無農薬野菜や無添加等、提供する食品や料理にこだわりをもつ店が増え、人気があるようです。これは、その美味しさはもちろん、食と健康に対しての意識の高まりも、そのような店が増えている要因の一つでしょう。

「食の安全」については、企業の努力や国の政策に期待する一方で、消費者一人一人が正しい知識を持ち、改めて個々の生活に合ったものを上手く取り入れていく方法を考えなければならないのかも知れません。

（那須支部支局長　冨田倫子）

～入管業務編・その5～

最終回は入管手続総論です。今回は、入管手続きに代表される外国人関連業務に対して行政書士はどのような姿勢で関わるべきか、ということについて述べます。

1　入管政策とは何か？

第１回で述べた通り、入管業務は「『出入国管理および難民認定法』と『外国人登録法』を基本とする関係法令による各種の手続き」です。「出入国管理および難民認定法」がどういう法律であるのかを知ることは、入管業務をはじめるにあたって当然の作業になります。

日本の入管＝出入国管理＝制度の根幹は、「外国人原則排除」です。この鉄則が冷徹に守られているということがどういうことなのか、現在問題となっていることを以下に２点だけ示しておきます。

①難民問題

以前、クルド人難民の父子が手続きのために出頭した入管でそのまま収容され、翌日トルコに強制送還された事件を憶えている人も多いと思います。送還されたのは、トルコ国籍のクルド人ですが、彼らは、国連難民高等弁務官事務所が難民条約上の難民と認めた「マンデート難民」でした。国連難民高等弁務官事務所が「トルコに送還された場合には迫害を受けるおそれがある」と認めていた「難民」だったのです。

あえて迫害を受ける危険性のある領域に送還する行為（ルフールマン）は、難民条約３３条（締約国は、難民をいかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない）に違反しています。マンデート難民が強制送還されたことはこれまでに例がありません。

現在、世界には難民と言われる人が２千万人以上いるとされています。世界の不正義と不安定さを示すこの数字は、増加する一途をたどっています。

１９７５年のベトナム戦争終結から始まったインドシナ難民の流出に際し、日本政府はアメリカの要請を受ける形で難民の受け入れを始めました。２０年後、この受け入れ事業は終了しましたが、受け入れた難民の総数は総計で１万人にすぎませんでした。

日本政府は１９８１年に難民条約と難民議定書に批准し、法務大臣が「難民」と認めた人には在留資格が与えられることになりました。批准後から２０００年までの１８年間、日本政府が難民認定した難民は総計で２６０人です。２００１年の認定者は２６人。これがどのような数字であるのかは、以下に示す同年の諸外国の難民認定者数でおわかりになるでしょう。

イギリス１９，１００人、ドイツ２２，７２０人、アメリカ２３，３００人、カナダ１３，３４０人。桁を間違っているわけではありません。

先進国としての義務とも言える難民受け入れを、日本は行っていないのです。

②研修・技能実習制度問題

先日、都賀町現職町議が、自身の経営するいちご農園で働く中国人技能実習生を「いちごの出来がわるく賃金が払えない」からと、賃金を払わないまま強制帰国させようとした事件が大きく報道されました。この町議は、中国人実習生らからパスポートを取り上げ、携帯電話やパソコンで外部と連絡を取ることを禁じるなどの奴隷的扱いをした上、一人あたり３００万円以上の賃金を払わないまま彼らを追い出そうとしたのです。現職町議が平然とこのような違法行為を行ったこと、しかしながらこうした事件が決して珍しいことではなく、頻繁に起こっていること、傷害・殺人事件にまで発展しているところまである事実は、入管法が現実に即していない法であることを表しています。

不景気だ、と言われながら、実は慢性的な人手不足・労働力不足に悩まされているのがこの国の現状です。中小の工場や農家では「安い」「若い」労働力を常に求めており、その需要に明確に応えているのが「日系人」と「外国人研修生・技能実習生」であることは、外国人関連業務を行っている行政書士なら誰でも知っています。

宇都宮で研修生として食品工場で働くある中国人女性は、時給４００円でラインに入っていました。弁当パックに箸を付ける作業が「日本の技術を途上国に移転する」という「研修」のはずがなく、明らかな入管法違反のこの労働を、彼女らは真夜中まで強制的にやらされていました。残業手当は１時間２５０円でした。

「日系人は日本人の血が入っているから本当のガイジンではない」「研修は技術移転事業であって労働ではない」という「建前」を用意し、経営側の要請に応えながらも「外国人原則排除」の鉄則を守る、というのが入管法の現状なのです。建前と実態の相違がますます顕著になってきていながら、根本的な解決（移住労働者の権利を認めること＝労働できる在留資格の創設）を図ろうとしていないままでは、これからもこうした問題は続くでしょう。

２「外国人犯罪は増えている」のか？

上記、入管政策は労働力調整機能を持つものであるという主張に対して、「外国人が増えると凶悪事件が増えるので、入管政策が外国人排除となるのはやむを得ないのではないか」等々の反論があるだろうと思います。はたして「外国人犯罪は増えている」というのは本当でしょうか？

マスコミが「外国人犯罪が増加！」と仰々しく書いているのは、警察庁が外国人の検挙者数として刑法犯と特別法犯を含めた数字を公表しているからです。

特別法犯とは、日本人の場合は、売春防止法、薬物関係法、銃刀法などですが、外国人の場合は入管法、外国人登録法が加わります。外国人の特別法違反の大半は入管法、外国人登録法違反にすぎません。これらを「犯罪」として数えるのであれば、日本人についても「犯罪」として「運転免許期限切れ」等の微罪も総数に加えた上で比較するべきでしょう。

警察庁のデータでいうところの「不法滞在者」の凶悪犯（強盗・殺人・放火・強姦）検挙数は実は全体の２％程度にすぎずなお減少傾向にある、というのが事実です。刑法犯の実数で言えば、外国人犯罪より公務員犯罪のほうが多いのです。

殺人は年間１５００件あり、加害者のほとんどは男性で、夫に殺される妻は３日に１人いる、ということは調べればすぐにわかる「事実」ですが、だからといってマスコミは、「男は恐ろしい、男が歩いていれば注意しましょう」というキャンペーンは張りません。マスコミ報道、警察庁発表の表面だけを見て「外国人犯罪は増えている」「外国人は危険」という偏見を抱かないことは、彼らを顧客とする行政書士として最低限気をつけるべきことでしょう。

（業務研修部　深見　史）

「入管業務」ってなあに？

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 20 年 2 月 29 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇 都 宮 國乗正夫	H20.2.1	320-0058	宇都宮市東戸祭 1-2-17 Poweregg 宇都宮 202	028-650-4233	
	塩　　那 北原八重子	H20.2.1	321-0621	那須烏山市中央 2-15-1	0287-82-2314	

【退　会】　新井紀代会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
足　　利	新井紀代	H19.12.24	死　亡	宇 都 宮	横嶋詔子	H20.2.20	廃　業
足　　利	芝山玲子	H20.2.29	廃　業	佐　　野	柴田久男	H20.2.26	廃　業

【変　更】　　*市町村合併による変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
小　　山	松本伸一	事 務 所	小山市大字大本 119
小　　山	森谷茲允	事 務 所	小山市城東 4-18-23
那　　須	相馬信一	事務所名称	行政書士相馬信一事務所
宇 都 宮	菊池　謙	事 務 所	宇都宮市高松町 692-1

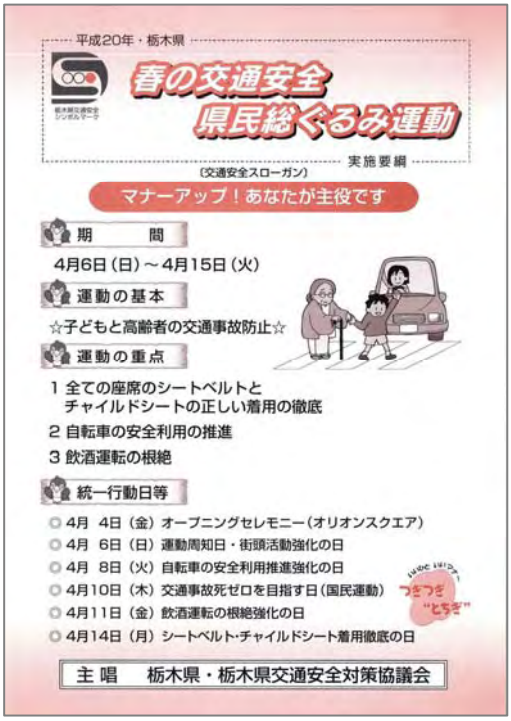

編集後記

「行政とちぎ」1月号を編集に際して、特に１２月１６日の理事会の件で行政書士会の広報のあり方について議論しました。

広報は、会の動きと事業報告をする場合、ありのまま事実を報告するべきか。また一部をふせて載せるべきか。結果は、理事会の記事は具体的にどんな理由で理事会が流会になったかを明確に記述しないことになった。一方会長の「新春のあいさつ」が掲載しないことになった。広報のあり方では更に検討されるべきである。　（宮澤）

行政とちぎ３月号 No.375

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

犯罪収益移転防止法

平成20年3月1日施行

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、
本人確認が必要となる事業者が広がります。

本人確認に必要な書類

●個人の場合の本人確認書類

運転免許証、健康保険証、
国民年金手帳、
住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載のあるもの）、
旅券（パスポート）、外国人登録証明書　等

●法人の場合の本人確認書類

登記事項証明書、印鑑登録証明書　等

本人確認が必要な事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、
宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、
電話受付代行業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁護士

警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省